

第15期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第15期（2018年7月1日から2019年6月30日まで）

事業報告

「業務の適正を確保するための体制」

「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

「会社の支配に関する基本方針」

計算書類

「個別注記表」

本内容は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.net-marketing.co.jp/>) に掲載しているものです。

株式会社ネットマーケティング

業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。(最終改定 2018年7月18日)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役はコンプライアンスへの取り組みの重要性を認識し、法令・定款・社会理念・社内規程等の遵守を率先垂範し、コンプライアンス推進体制の維持向上に努める。
- ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役及び使用人はこれを遵守する。
- ③ コンプライアンス経営の強化に資することを目的とし「内部通報規程」を定め、取締役及び使用人が会社に通報できる窓口を用意する。
- ④ 監査役会及び監査役は、当社の法令遵守体制に問題があると認めたとときには、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- ⑤ 内部監査室が「内部監査規程」に基づき、社内各部門の業務活動及び諸制度の運用状況について監査を行い、業務の効率性とリスクの予防、法令遵守が十分に図られているか確認する。
- ⑥ 当社は「反社会的勢力対策規程」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には毅然とした対応を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文章または電磁的媒体に記録し、保存する。また、取締役及び監査役は必要に応じてこれを適時閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、損失の危険に対処するため、各種社内規程及びマニュアル等を整備し、適宜最適化する。
- ② 取締役会等で損失の危機の早期発見と未然防止に努める。
- ③ 危機発生時には企業価値の毀損を極小化するため、取締役会において速やかに対応責任者となる役員を定め、対応にあたるものとする。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ② 取締役会を補完する目的で、社長並びに本部長以上等で構成される経営会議を原則毎週1回実施し、経営課題の確認、対策の立案等を議論し、多面的な検討を行う。
 - ③ 日常の業務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「関係会社管理規程」に基づき、当社管理本部が関係会社の関連業務に係る情報を収集し、適時、当社経営会議において報告を行い、重要な事項については当社が決裁を行う。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「関係会社管理規程」に基づき、管理本部がグループ会社の経営状態、業務状況等を把握し、損失の危機を認識した際には、未然の対処に努める。
 - ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、グループ会社の業務の適正を確保するため、グループ会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導・支援を実施する。
 - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の内部監査室は、定期的にグループ会社の内部監査を実施する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保等に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
 - ② 監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。

- ③ 監査役の職務を補助する使用人は、監査役からの指示に基づき、他部門へ協力体制の確保を依頼することができる。また、監査役からの指示に基づき、社内の重要会議等への出席や重要文書の閲覧を行うことができる。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- ② 取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に遅滞なく報告する。
- ③ 監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
- (8) 子会社の取締役及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- 監査役は、子会社から報告を受けた当社取締役及び使用人から報告を求めることができる。また、必要に応じて子会社の取締役及び使用人から直接報告を求めることができる。
- (9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役へ報告した者に対して不利益な取扱いを行わず、かつ、当該報告行為に対する報復行為や差別行為から報告者を保護するものとする。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務を執行する上で、当該職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (11) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、監査上の重要課題等につき相互理解を深めて改善を行う。
- ② 監査役は、必要に応じて取締役並びに使用人から情報を収集することができる。
- ③ 監査役は、会計監査人及び内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて報告を求めることができる。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、財務報告の信頼性確保のため「内部統制規程」に基づき、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- ② 内部監査室は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価基準に準拠して、財務報告に係る内部統制について評価する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 当社取締役会における決議内容の概要

当事業年度において、取締役会を18回開催しており、事業拡大等のための投資計画、組織変更や重要人事、重要な規程の改定等を決議しております。

(2) コンプライアンス推進体制

セキュリティや景品表示法に関する研修等の各種勉強会を実施し、法令遵守の重要性を再確認するとともに、コンプライアンス推進体制の維持向上に努めました。

(3) 監査役監査

当事業年度において、監査役会を13回開催しており、監査役間での意見交換が行われております。また、監査役は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役へのヒアリング、内部監査室との連携等を通じて監査役監査を行いました。さらに、会計監査人による監査の独立性、適正性を監視し、四半期毎に会計監査人からの報告を受ける他、必要に応じて説明を求め、情報交換を行いました。

(4) 内部監査

内部監査室が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施いたしました。また、財務報告に係る内部統制については「内部統制規程」に基づき評価を行っております。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 10～15年

工具、器具及び備品 3～10年

また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

長期前払費用……………定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(平成30年法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	14,562,000株	17,400株	—	14,579,400株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	146株	—	—	146株

(3) 当事業年度の末日における新株予約権等に関する事項（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

	第1回 新株予約権	第1回 新株予約権 (2)	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	370,000株	43,000株	46,000株	55,400株
新株予約権の残高	370個	43個	230個	277個

(注) 2013年6月28日付で普通株式1株につき5株、2015年6月4日付で普通株式1株につき100株、2018年3月14日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記株式数は、分割後の株式数に換算して記載しております。

(4) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年9月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	72,809千円	5.00円	2018年6月30日	2018年9月28日

(5) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年9月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	72,896千円	5.00円	2019年6月30日	2019年9月30日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,896千円
未払費用否認	3,909 "
減価償却超過額	15,663 "
その他	4,797 "
繰延税金資産小計	27,267千円
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	27,267千円

7. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき必要な資金を銀行借入及び新株の発行により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金として調達したものであり、償還日は決算日後、最長で2年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持すること等により流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,043,817	3,043,817	—
(2) 売掛金	1,759,412		
貸倒引当金(※1)	△14		
	1,759,398	1,759,398	—
資産計	4,803,216	4,803,216	—
(1) 買掛金	2,033,006	2,033,006	—
(2) 未払金	539,479	539,479	—
(3) 長期借入金(※2)	160,024	159,962	△61
負債計	2,732,509	2,732,447	△61

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

8. 持分法損益等に関する注記
該当事項はありません。
9. 関連当事者との取引に関する注記
該当事項はありません。
10. 1株当たり情報に関する注記
- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 157円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 19円49銭 |
11. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。